

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

刈谷市長 稲 垣 武

市町村名 (市町村コード)	刈谷市 (232106)	
地域名 (地域内農業集落名)	刈谷北部地区 (井ヶ谷・西境・東境・一里山・逢見山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は水田が約6割、畑地・樹園地が約4割を占めており畑地・樹園地が多い。地区内の担い手は28名(個人27・法人1)で担い手への集積率は約50%である。大規模営農と個人農家が入り乱れたエリアもあり、土地改良事業が行われたエリアについては担い手への集積・集約化が進んでいるが、耕作条件が不利な農地も多くある。また、農業用水路の水が4月から9月にしか来ないエリアもあり、耕作に影響が出ている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田における水稻のほか、露地野菜や施設野菜、果樹を栽培する。また、畑地等を耕作する担い手に対し、集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	326.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	326.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

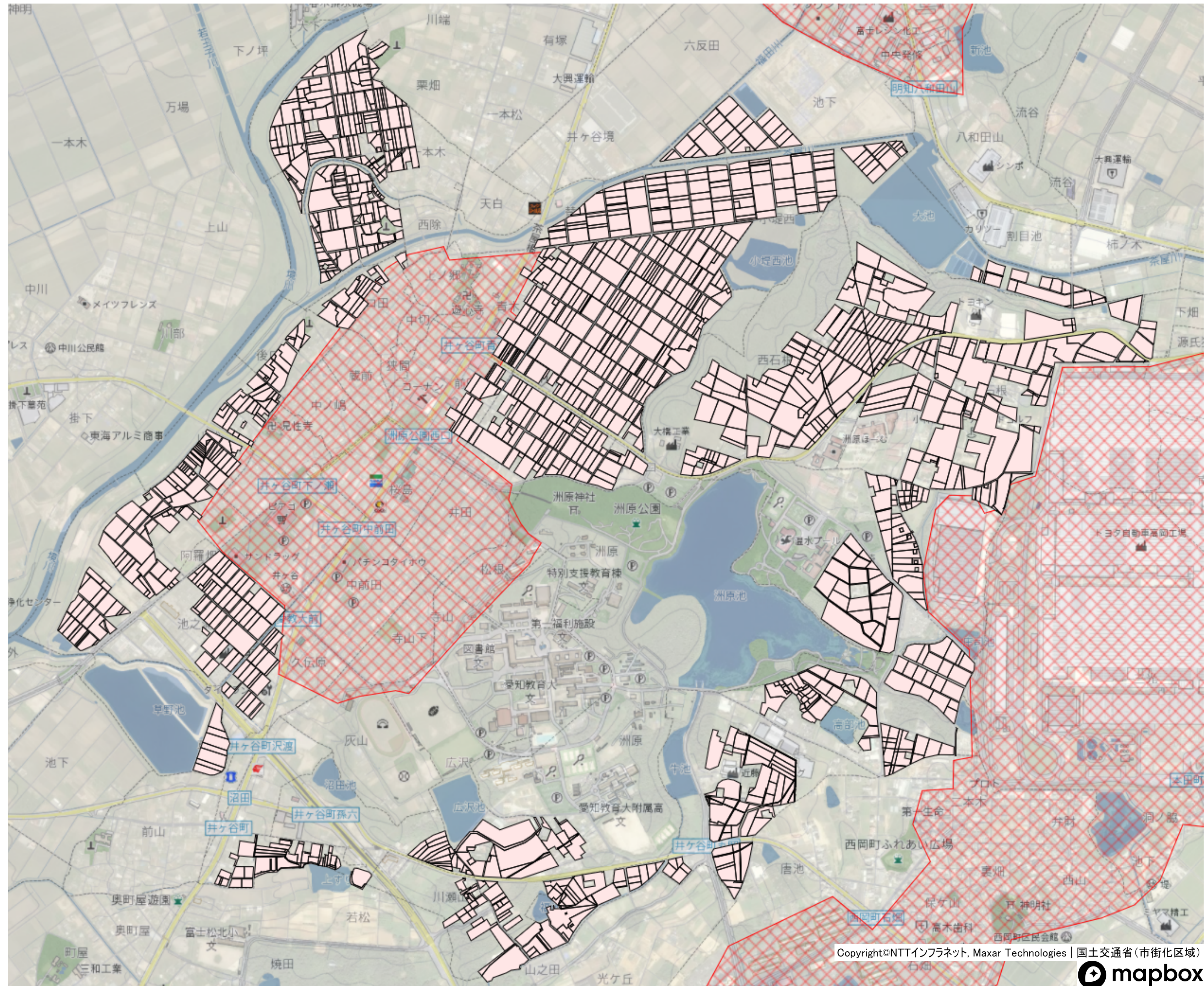
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな農業者等への農用地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針 基盤法による相対の利用権で設定されている農用地については、目標地図に基づき、農地中間管理機構を活用した利用権設定に切り替え、農用地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針 令和元年度着手の経営体育成基盤整備事業西境地区については継続して事業を進めていき、井ヶ谷地区については今後事業に着手する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 法人化の取組みを検討しながら、多様な経営体が協力・連携して営農を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。

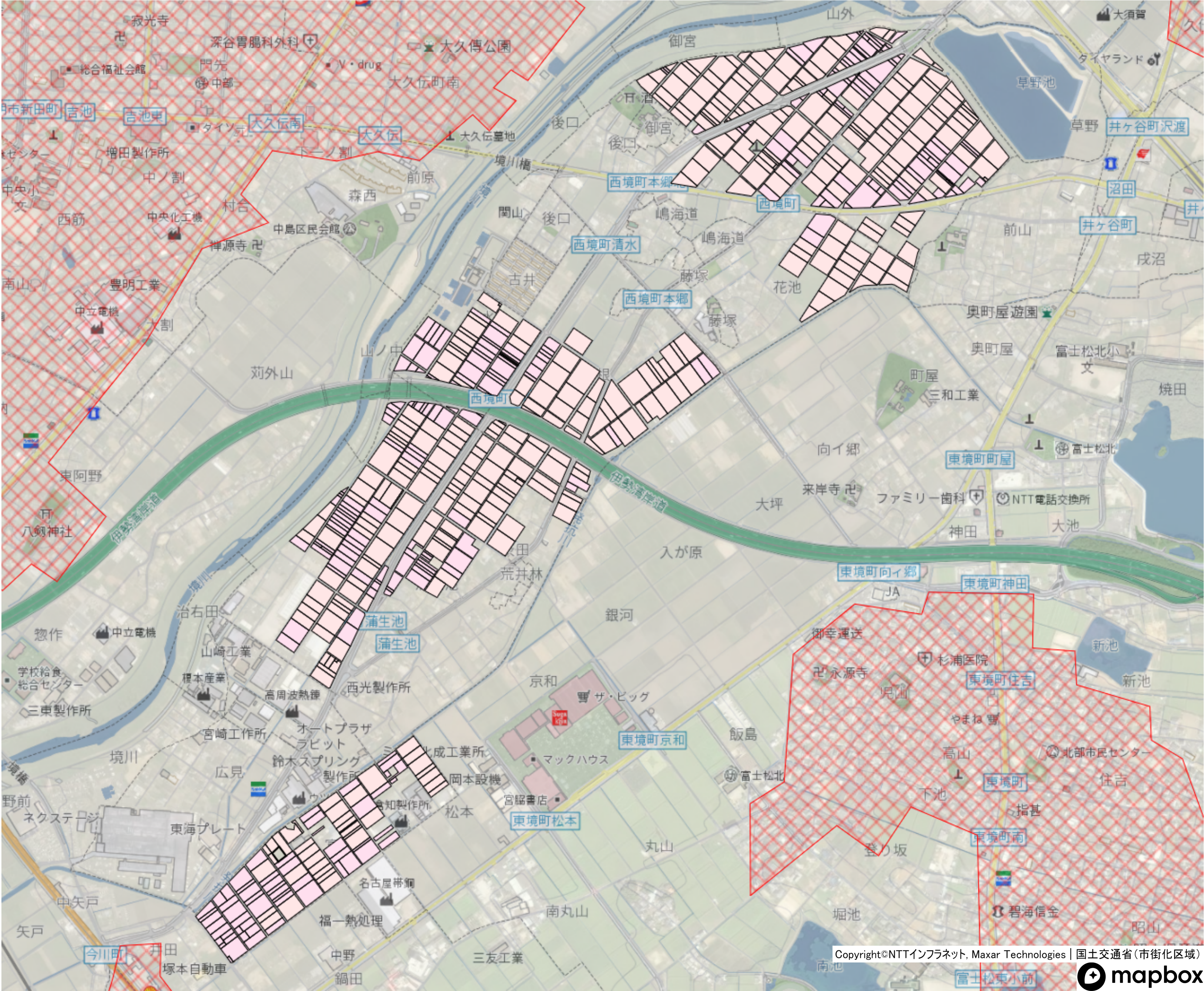
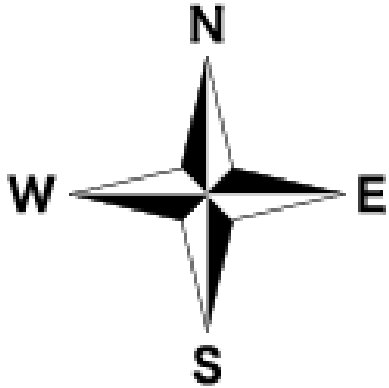
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

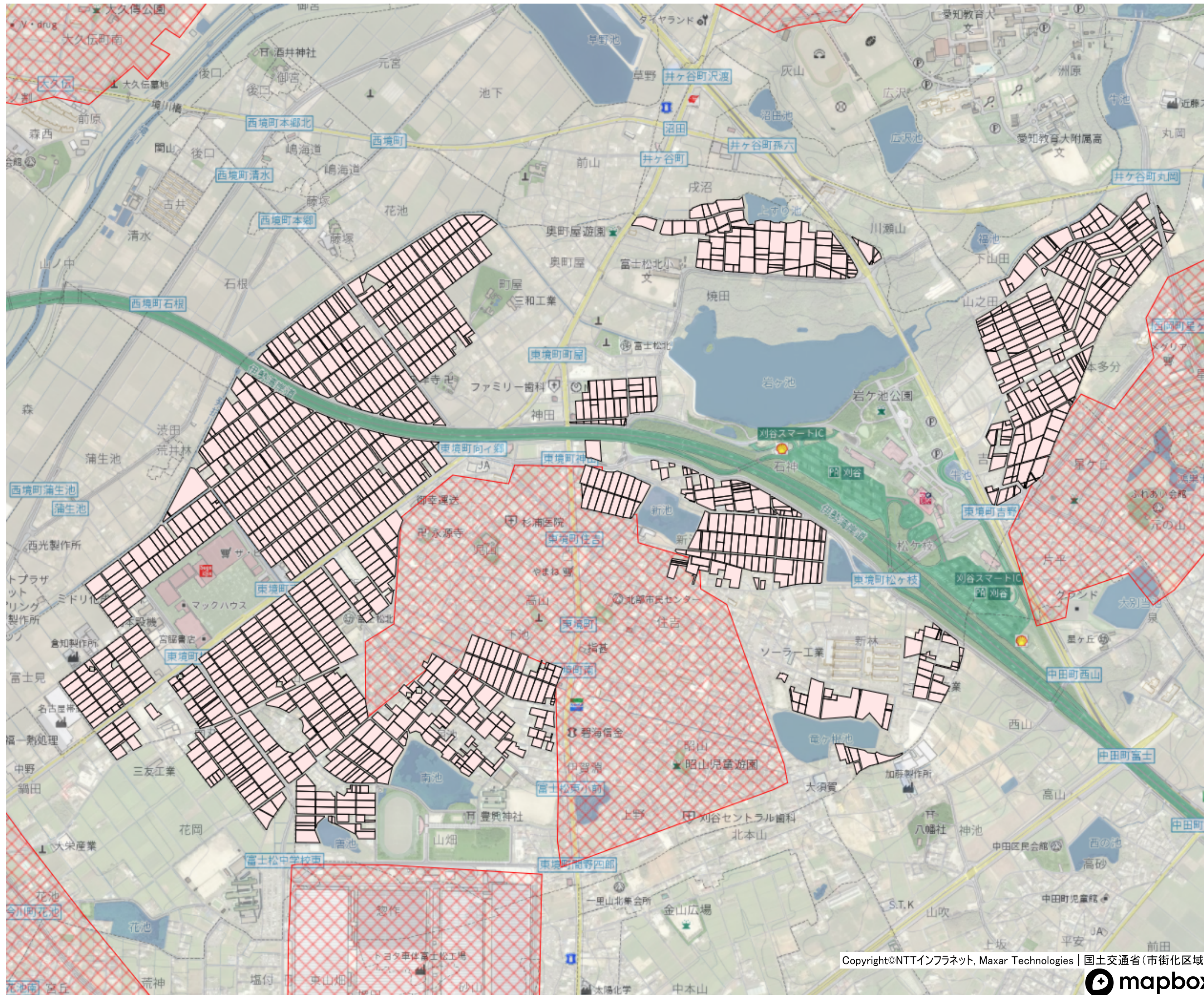
刈谷北部（井ヶ谷）



刈谷北部(西境)



刈谷北部（東境）



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



刈谷北部（一里山）

